

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、森・里・まち・海の地域資源を活かし、町内外の多くの人との結びつきによって、地域経済や活力が持続するまちを目指している。当町は、農林水産業、製造業（水産加工業）、観光業及び建設業の重要度が高い地域で、地域経済は「地域外を主な市場とする農林水産業、製造業、観光業」と「地域内を主な市場とする建設業並びに生活関連サービス業」に大別することができる。特に建設業については東日本大震災前と比べて需要が高くなっており、産業構造に変化が生じている。この産業構造の変化は、「復興需要」の終焉によって、深刻な問題を引き起こす可能性がある。漁業については漁獲高、販売量などに回復は見られるものの、漁業を支える基盤である労働力、コミュニティの再建が進んでいない状況にある。一方、水産加工業では、政策による補助金等を活用しながら、事業再開時から事業拡大を進めている企業の存在があるが、労働力不足の状態が続いている。

当町の人口は 11,093 人、労働力人口 6,475 人で、全国と同様に労働力が減少傾向にある。産業別の就業者については、第一次産業に従事する者の割合(22.0%)、農林漁業従事者の割合(20.3%)が宮城県内で最も高い町である(平成 27 年国勢調査による)。東日本大震災前の商工会会員数は 562 社、うち被災事業所が 473 社で全体の 84%を占めた。平成 30 年 5 月末日現在で被災事業所 473 社のうち営業が継続できた事業所は 297 社(62.7%)となっており、他はほとんど廃業に追い込まれている。

当町の経済活動は地域に存在する事業所のほとんどが中小企業・小規模事業所で、地域を支える産業が地域の中小企業のネットワークによって成り立っており、経済活動、雇用の面で重要な位置づけとなっている。

当町の今後を見据えた産業政策は、地域の中小企業に焦点を当て、地域における中小企業の役割を重視し、町民、事業者、関係団体、行政が一体となって、第一次産業を中心とした商品価値を広げ、高め、発展させていくことが必要である。しかし、町内の中小企業においては、新たな事業展開の取組や人材確保等で課題が顕在化しており、中小企業支援としては、それらの課題に対する対応に終始している。

今回、先端設備等の導入を図ることにより、課題となっている労働力不足を補えることはもとより、中小企業を軸にした地域振興、中小企業の経営力の強化、地域資源を活かした高品質の南三陸製品を作り出し、多様な事業と係わりを持つ地域に必要な新しい産業、仕事を創造していくことが可能になる。加えて、中小企業の新たな設備投資に係る制度が創設されたことに伴う支援策とと

もに、国の支援策と一体となって町内企業を支援することで、中小企業の持続的発展を遂げるため、本計画を策定する。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更なる経済発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の産業は、農林水産業、製造業（水産加工業）、観光業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の産業は、中心部から、沿岸エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、農林水産業、製造業（水産加工業）、観光業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の公平性に配慮する。
- (4) 先端設備等導入計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。